

## 第34回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月28日（金）午後2時00分から午後2時56分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（21名）

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員

	8番	高野	英一
	12番	井田	留吉
	15番	高橋	孝二

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について

第2号 令和5年度十勝農業委員会連合会通常総会について

第3号 令和5年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について

第4号 農地所有適格法人報告書の受理について

第5号 農地法第5条の規定による許可について

第6号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 幕別町土地開発公社理事の推薦について

6 農業委員会事務局職員

- 事務局長 高橋 修二
- 農地振興係長 菅原美栄子
- 忠類支局農地振興係長 広田 瑞恵
- 農地振興係主査 高坂 花織

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第34回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に21番湯佐委員、22番松本委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、8番高野委員、12番井田委員、15番高橋委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告をいたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定に基づいて、次のとおり専決処分したのでご報告をいたします。異動内容につきましては、令和5年4月1日付けの人事異動でございます。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、忠類支局でございます。高橋直生が農地振興係の併任を解かれ、後任に忠類総合支所経済建設課付けの川瀬康彦が併任発令されました。</p> <p>次に、農業委員会事務局長兼忠類支局長の川瀬康彦が、本年3月31日をもって定年退職いたしましたことから、その後任として4月1日付けで、わたくし、経済部農林課長の高橋修二が併任発令されました。</p> <p>以上で報告とさせていただきます。</p>

議長

事務局から4月1日付けの人事異動について報告がありました。  
以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「令和5年度十勝農業委員会連合会通常総会について」を議題といたします。

会長

私の方から報告いたします。

別添にあります報告第2号資料1の通常総会議案が参考資料となりますが、本日は概要について報告いたします。

今月12日、令和5年度十勝農業委員会連合会通常総会が、帯広市ソネビルで開催され、私が出席いたしました。

議案審議では、報告第1号「令和4年度事業報告について」から議案第5号「令和5年度全国農業委員会会長大会等（案）について」までの報告3件、議案5件が審議され、すべてが承認、決定されました。

8ページの議案第3号、令和5年度の十勝農業委員会連合会に対する負担金等については、十勝全体で耕地面積割や経営対数割等を参考としたルールに基づき算出された結果、本町は前年度予算額と同額の26万4千円を負担することになりました。

次に、10ページの議案第4号「十勝農業委員会連合会の重点要請文等について」であります。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援については、同感染症が来月8日に、感染症法上の分類が2類から5類に引き下げられることなどに鑑み、当該要請は取り止めるものとし、11ページから20ページにわたる9つの要請に絞り込むことといたしました。

また、これらの要望には、本農業委員会の意向や方向性等が織り込まれているところであります。

なお、十勝管内農業委員会の会長が9つの要請を基に、5月29日から5月31日の3日間、東京にて北海道選出の国会議員等に対して要請活動を行う予定となっております。

皆様には、後ほど当該資料をご覧いただきたいと思います。

以上で報告とさせていただきます。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長

次に、報告第3号「令和5年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について」を議題といたします。

事務局から報告をいたします。

事務局長

それでは、令和5年度地区別農業委員会会長・事務局長会議についてご報告をいたします。

報告第3号資料1と記載しております、資料をご覧ください。

今月12日、帯広市ソネビルにおきまして、一般社団法人北海道農業会議主催によります地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、谷内会長と私が出席いたしました。

資料を2枚めくっていただきまして、「令和6年度農業政策・予算に関する要望書（原案）」をご覧ください。

見開きで下に9ページ、10ページとありますが、各項目別に要望が記載されているものでございます。

北海道農業会議では、毎年5月末に開催されます全国農業委員会会長大会等に合わせ、要望書を全国農業会議所に提出すべく、地方農委連で協議、検討した意見を吸い上げ、それらを基に原案の修正等を行い、内容を決定しているものでございます。

なお、当該要請の内容につきましては、先月開催されました第33回総会におきまして、委員の皆様方にお示しの上、ご説明いたしましたことを踏まえまして、本日の説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、農業者年金の加入推進等についてでございます。89ページをご覧ください。

この件につきましては、以前より農業委員会だよりで周知をしておりますので、本日は詳細を割愛させていただきますが、委員の皆様方には、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

次に、93ページをお開きください。

93ページから95ページにかけては、北海道農業会議に関する会議・研修会等の開催予定表をお示ししております。こちらも、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明および報告とさせていただきます。

議長

報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長

次に、報告第4号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第4号の説明をいたします。

事務局

報告第4号、農地所有適格法人報告書の受理について、  
ほか、計8法人から提出がありましたので報告いたします。  
書類等完備されておりましたので、受理いたしました。  
以上で報告を終わります。

議長

報告第4号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長	<p>次に、報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第5号1番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第5号、農地法第5条の規定による許可について、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。</p> <p>案件は、議案書2ページの令和5年3月29日第33回総会で審議された1件でございます。</p> <p>内容につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>なお、記載のとおり条件を付し、令和5年4月25日付けで許可をしております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第5号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第6号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第6号1番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第6号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告いたします。</p> <p>案件は、議案書3ページの1件でございます。</p> <p>今月18日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第6号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第6号を終わります。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から14番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、</p>

農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から14番について、議案書をもとに朗読】

1番から2番および6番の案件は利用調整のため、3番から5番および14番の案件は返還のため、7番から13番の案件は借換えのため解約するものです。

農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。お諮りをいたします。

議案第1号1番から14番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号1番から14番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、議案第2号1番、2番につきましては、棚委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(1番 棚委員退席)

議長 それでは、議案第2号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書1ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農

に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

(1番 棚委員着席)

議長

次の議案第2号3番、4番につきましては、中村委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(6番 中村委員退席)

議長

それでは、議案第2号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書2ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

(6番 中村委員着席)

議長 次の議案第2号5番、6番につきましては、澤邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(13番 澤邊委員退席)

議長 それでは、議案第2号5番、6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書3ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は、今年20日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号5番、6番は原案のとおり決定いたしました。

(13番 澤邊委員着席)

議長 次に、議案第2号7番、8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番、8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書4ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。



議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上、説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号7番、8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号9番、10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号9番、10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書5ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号9番、10番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号11番、12番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号11番、12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書6ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号11番、12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号11番、12番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号13番、14番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号13番、14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書7ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明します。これらの案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号13番、14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号13番、14番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号15番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書8ページ上段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、令和5年1月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号15番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号16番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書8ページ下段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、平成30年6月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第2号16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第2号16番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号17番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第2号17番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添調査書9ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
23番	<p>23番説明いたします。この案件は、平成30年6月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第2号17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第2号17番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番、2番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p>

【議案第3号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書1ページから2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。1番の案件は親から子へ、2番の案件は祖父から孫への使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今月18日に佐藤雅典委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、今月18日に佐藤雅典委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第3号5番につきましては、中村委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(6番 中村委員退席)

議長 それでは、議案第3号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、本来であれば、地区担当の中村委員からの説明となりますが、議事参与に該当するため、私の方からご説明いたします。  
本件は、今月18日に佐藤雅典委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番は原案のとおり決定いたしました。

(6番 中村委員着席)

議長 次の議案第3号6番から11番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(16番 多田委員退席)

議長 それでは、議案第3号6番から11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号6番から11番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書6ページから11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。10番と11番の案件につきましては、本来、地区担当委員は井田委員であります。本日、総会を欠席されましたので、一緒に現地調査をした私の方から合わせて説明いたします。

これらの案件につきましては、今月18日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号6番から11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号6番から11番は原案のとおり決定いたしました。

(16番 多田委員着席)

議長

次に、議案第3号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号12番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。この案件は、親子間の生前一括贈与ですので、周辺農地への影響がないと考えております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号12番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の



規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。

なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会長の専決で行いたく、審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、砂利採取を目的とする転用です。

農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、今月18日に佐藤雅典委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、砂利採取を目的とする転用です。

農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番	<p>11番説明いたします。この案件は、今月18日に佐藤雅典委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。</p> <p>議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】</p>
	<p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に山下委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>

議長

次に、議案第6号「幕別町土地開発公社理事の推薦について」を議題といたします。

議案第6号について、事務局から説明をいたします。

事務局長

議案第6号、幕別町土地開発公社理事の推薦についてであります。

本案件は、令和5年5月12日をもちまして任期満了となる、幕別町土地開発公社の理事につきまして、土地開発公社から推薦の依頼がありましたので、選任をお願いするものでございます。慣例では、会長が理事となっているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号については、事務局説明のとおり、会長である私を土地開発公社の理事として推薦することで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第34回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。